分収林整備への取り組み

ア 保育事業

スギ・ヒノキの植林後, その成長を妨げる植物等を除去するため実施する 事業である。作業内容は下刈・ツル切り・竹切りなどである。



下以

イ 除間伐事業

除間伐事業は、除伐事業(切捨間伐)と間伐事業(利用間伐)の2つに分かれる。除伐はスギ・ヒノキが過密となり、水土保全等の森林の公益的機能が損なわれないように適度な間隔が保たれるよう抜き伐りする作業である。間伐は、間伐木が有効に利用されるように枝払・玉伐して林外に搬出する作業であり、最近では 高性能機械による作業が行われるようになった。







ウ 基盤整備事業 (作業道等開設事業)

計画的な森林整備と森林資源の有効活用ができる健全な森林として育て られるように、公社自らが作業道等を開設している。

